

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月1日(火) 午後1時30分から午後2時13分

2. 開催場所 きさいや広場 市民ギャラリー

3. 出席委員 45(名)

会長 9番 小清水 千明  
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
		13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
16番	富永 文夫	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子

4. 欠席委員 2(名)

農業委員

12番 竹葉 邦政

最適化推進委員

23番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

6番 大塚 武司                      7番 黒田 義人

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約  
通知について  
報告第4号 諸証明について  
報告第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に  
ついて  
(令和4年9月16日～令和4年10月14日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第3号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について  
議案第4号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市  
農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
事務補助	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長	和田 恵朗	農林課専門員	川本 欣也
------	-------	--------	-------

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《会長》

只今の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員22名であります。  
定足数に達しておりますので、令和4年11月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《会長》

こんにちは。恵みの雨が降りました。10月の雨量としてはちょっと少ないということ  
とございまして、農作業には快適なんですけれども、これから年明けに取りますが酸

高なのかな、というふうに思っておりますし、小玉傾向である、と。早生を取っていても、非常に小玉が多いので、味は良いんですけども小玉であるというふうな状況で、大変困っております。農業資材、肥料、農薬等の価格上昇がございまして、国からの補填はありますがそれをなかなかみかんの価格、米の価格に反映しにくい、というふうな状況でございまして、大変だなというふうに思っております。

それから、来月の話になりますが、来月の総会は私と局長と休ませていただきまして、東京の代表者会に出席させていただきます。その折に、国会議員の先生に要望も出して意見交換会も行うようにしておりますので、ご了承いただきたいというふうに思っております。

また、11月10日にはですね、当別町の農業委員会、職員も合わせまして16名参加と言いますか、宇和島に来ていただく予定になっております。せっかくの機会ですので、みかんを取らせてあげて、伊達博物館の方へ行く予定でございまして。遊子の段畑、これを是非とも見たい、ということでございまして。このような猫の額のような農地でも、急傾斜でも、農業をやっているというのは、北海道の方々にとっては非常に信じられないと言いますか。全然違っている所なので是非とも見たい、ということでございまして、ご案内させていただきます。こうやって、せっかくの姉妹都市でございまして、そのお陰でロイズもきさいや広場へ置かせていただいています。伊達藩の繋がりということで、そういう繋がり新しくはできませんので、この繋がりを大事にしてこれからもお互いが交流をしていってより良いものにしていきたい、というふうに思っておりますので、みなさん方も機会があれば研修に参加していただき、また北海道にも研修で行ければな、と思っております。なかなか財政の方が予算をつけてもらえませんので、大変なんですけれども。やはり、姉妹都市である以上は市民の交流が1番だと思っております。また、農家同士同じ悩みを抱えていることと思っておりますので、次の機会には当別町の方に行きたいということで、是非とも要望を出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

大変長くなりましたが、今日も重要な案件が揃っておりますので慎重な審議をよろしく申し上げます。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、竹葉委員・渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に大塚委員、黒田委員を指名いたします。

まず報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

事案別の農地法第3条2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《松本委員》

71番について説明させていただきます。この土地は両親が亡くなりまして、今現在松山に住んでいる〇〇〇〇さんが相続された訳ですが、遠隔地のため耕作ができないということで、△△△△さんの方が譲り受けるという話になりました。何ら問題ないと考えております。

《藤岡委員》

72番についてご説明いたします。〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子であります。親子間の所有権移転でありますので問題はございません。以上です。

《森委員》

73番、〇〇〇〇さん、△△△△さんはご夫婦でございますので、何ら問題はないと思われま。74番、75番につきましては、□□□□さんは新規就農者で、1つは吉田町河内の◇◇◇◇さん、もう1つは光満の〇〇〇〇さんから土地を借りるということでございます。先日、園地も確認したので問題ありません。

《赤松利彦委員》

76番、〇〇〇〇さんは△△△△さんの祖父にあたります。全然問題ない案件だと思います。77番、□□□□さんと◇◇◇◇さんは近い身内であり、また〇〇〇〇さんは高齢のため問題ないと思います。

《河野勇一郎委員》

78番について説明いたします。譲渡人〇〇〇〇さんは高齢でもあり、最近体調を崩しておられました。耕作される方を探していたところ、ご近所でもある△△△△さんと話がまとまったということで、所有権移転になります。問題はないと思います。

《瀧水委員》

79番についてご説明いたします。この土地は〇〇〇〇さんの義父が耕作しておりましたが、今回△△△△さんと□□□□さんの間で売買が成立いたしまして、所有権移転となりました。何ら問題ありません。

《土居和宏委員》

80番について説明をいたします。所有権移転でございます。譲渡人の〇〇〇〇さんはこれまで△△△△さんに耕作をしてもらっていたのですが、ご本人の都合で□□□□さんの方にお譲りしたいということでございます。何ら問題はないと思います。

《山本一也委員》

81番について説明します。〇〇〇〇君は経営拡大のために△△△△さんが高齢で耕作できないということで、買い手が決まり、□□□□行政書士さんが遠縁であり副申書にサインしました。所有権移転の話になりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いいたします。

7ページに地図を添付しております。転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家委員》

17番について説明します。これは、〇〇〇〇さんが△△△△さんに、自分の息子さんにといいことで、先月の3日第5条の申請がありまして、先月に諮る議案でした。ですが、本人達が出席して現地確認をいたしませんでしたので、保留となっております。10月27日に事務局共々現地確認をいたしまして、本日に至っております。これは、写真が見づらいのですが、□□□□道路の端でありまして、ちょうど雑種地になっておりまして、基準によりますと住宅振興地域になっておりました。何ら問題はないと思います。地図は左側に行くと◇◇◇◇の方になっております。右側に行くと〇〇〇〇中学校の方になると思います。問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

換地計画の詳細については、農林課の川本専門員より説明があります。

## 《川本専門員》

農林課川本でございます、よろしく申し上げます。

皆様のお手元に別添資料、カラー版で表題に改良復旧《○○○○地区》事業概要という3枚ものの資料があります。こちらのほうで、まずは事業内容を説明させていただきます。

本地区は、△△△△、□□□□の大字境に位置しており平成30年7月豪雨により被災した園地1.0ha、隣接未被災園地0.5haを合わせた1.5haを事業区域とし、国庫補助事業の農地災害関連区画整備事業を活用し、宇和島市が事業主体で園地の改良復旧工事をしました。合わせて畑かん施設の整備も行い地業務を実施しています。1枚捲ってください、裏側になります。上段が工事着手前の写真をご覧ください。赤色破線区域が被災園地、黄色破線区域が未被災園地でございます。本地区は被災園地の従前機能の回復に加え、作業効率が良く災害に強い園地にすることを目的としています。

下段写真のとおり、園地の緩傾斜化及び排水路機能を兼ね備えた園内農道や土留擁壁等を整備して、園地の浸食、崩壊防止を図ることとしています。

続いて、2枚目の河内地区換地の流れをご覧ください。本地区では、換地作業をスムーズに進めるため、事業採択後、令和2年6月に地元権利関係者で換地委員会を立ち上げ、委員会で取り決めた換地設計基準、土地評価基準に基づき、工事後の土地所有者の配分予定先と、その面積を定めた換地計画原案を令和3年3月に作成しています。その後、本体工事に着手し、本年9月末の工事完了後、造成園地と農道、排水路等の敷地境界を確定するために、現地において確定測量を実施しております。

その確定測量の成果と工事着手前に作成した換地計画原案を基に、土地所有者の配分先・配分面積を取り決めた換地計画書を作成し、10月1日に権利者会議を開催し権利関係者全員の同意を得たところでございます。

事務局説明のとおり、土地改良法第52条第8項の規定に基づき、市農業委員会の同意を諮るものでございます。本日、本委員会の同意を得られれば12月市議会に字界変更を諮り、年明けの1月、愛媛県に当該換地計画の認可申請を行い、その認可後の3月に換地処分に係る登記書類を法務局に持ち込む予定としております。

3枚目をご覧ください。A3版の資料です。この図面は、この後説明します換地計画書による工事前の土地と工事後の土地を示しています。換地計画では、工事前の土地を従前地、工事後の土地を換地と言います。図面左側が従前地、右側が換地となります。図面下側、中程の一覧表に土地所有者別の従前地・換地面積をそれぞれ標記しています。表の1番左になりますが、従前地の土地所有者は6名でございます。換地後につきましては、1名不換地で5名となります。工事前の農地総面積1.5haに対し、工事后面積は1.1haとなります。その減少分0.4haは農道、排水路、土留擁壁等の新たに生み出した施設用地として管理するものです。当該施設用地は、○○○〇に譲渡します。

これら従前地の所有者・所有面積、また換地後の土地取得者・取得面積を定めたものが換地計画書であり、また換地処分における登記の基本となります。この換地計画書の内容を説明します。

議案第3号別紙の資料でございます。表紙には換地計画書、右下に地区名・事業主

体・地区担当者・地区担当換地士となっております。1枚捲っていただきまして、1枚目は△△△△地区の換地設計総括表となります。2枚目から4枚目は、□□□□地区における換地の配分や清算方法等のルールを定めた換地設計基準となります。5枚目から8枚目は、従前地・換地の土地評価方法等のルールを定めた土地評価基準となります。9枚目の地区総計表は、先程図面のほうで説明しました地区内の従前地と換地の面積・筆数を総括したもので、地区総計表上段左用途区分欄の下段合計の右側に従前地の筆数・面積・評定価額、その右側に換地後の土地に関して同様のものを示しています。10枚目・11枚目。最後になりますが、10枚目は従前地の図面、11枚目が最後の図面でございます。換地図面は先程A3版で説明した図面となります。私からは換地計画書の説明は以上です。

《 会 長 》

農林課の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

失礼します。議案的には何の問題もないのですが、参考のためにお聞きしたいのですが。

この換地を受けた農家さんですね、公共事業でも補助事業的なものなんですけど、その後その農地の転用であったり売買であったり、権利関係に関する制限のようなものは？20年耕作しなければいけない、とかそういうものはないのでしょうか？

《川本専門員》

ご質問のとおり、本事業につきましては、国の補助事業ということで国費が入っております。ということで、法律で言いますと適化法の対象となります。その適化法の中で農地転用は8年はできない、という規定になっています。ただし、8年経ったから良いというものではなく、当然補助金を投入した農地、優良園地になりますので、将来とも園地で使っていただくということで、市の方としては指導していきたいと思っています。

《井上委員》

分かりました、ありがとうございました。

《 会 長 》

他にございませんか。意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。  
議案第3号土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案とおり承認することと決定い



たします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

お手元にお付けしております写真についてですが、写真の番号が議案に付けております番号と反対となっております。写真番号5となっている方が議案書の番号4、祝森の方の関係になっております。写真の方で番号4となっております方が議案書の番号5、吉田町の現地の写真となっております。訂正いたします。事務局からは以上です。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

4番について説明いたします。この件につきましては、10月27日会長はじめ事務局と現地調査を行い、何ら問題はないと考えます。

《森委員》

番号5番について説明します。10月27日に会長はじめ役員さんと共に現地確認をいたしました。写真のとおりでございます。少し右側に農地が見えますが、この農地に関してこの方に同意を得まして別に問題はないですということで、将来ここに〇〇〇さんが住宅を建てるのは何ら問題ないと思っております。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

162番について説明します。〇〇〇〇の△△△△さんの水田を、□□□□さんが新規に水稻を作るといってございませう。◇◇◇◇さんは若くて熱心に農業をされていませう。何ら問題はないと思ひませう。

《梶原委員》

163番についてご説明申し上げます。この土地は〇〇〇〇さんの名義で中間管理機構に預けられていたものを△△△△さんが耕作しておりましたが、期限が切れたので、今回相続人である□□□□さんとの設定となりました。◇◇◇◇さんは熱心に水稻栽培をされておられ、何ら問題はないかと思ひませう。

《富永委員》

164番から166番についてご説明申し上げます。164番、〇〇〇〇さんの農地を△△△△さんが耕作する。更新でございませう。165番、□□□□さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、これも更新です。166番、〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが耕作する。熱心に農業に取り組んでおられます。何ら問題はないと思ひませう。

《黒田委員》

167番でございませうが、〇〇〇〇さんはご高齢でございませうが熱心に稲作をやっておられますし、健康上、それから作業上も何ら問題ないと思ひませう。更新案件です。

#### 《畠山委員》

168番と169番について説明いたします。168番は更新であります。認定を受けておる〇〇〇〇さんが真面目に農業に取り組んでおられます。問題ありません。169番は、利用権を設定し新規になっておりますけれども、以前より△△△△さんが□□□□さんのお父さんであります◇◇◇◇さんという方に耕作していただいておりますが、年齢的な問題があり、体調は良く元気なのですが、年齢が80を超えているということで、息子さんで新規ということですので。これまでどおり耕作されるということで、何ら問題はありません。

#### 《今西委員》

170番から175番について説明をいたします。この6件につきましては、利用権の設定なく耕作されておりました。設定をされるよう話をし、ご理解をいただき、利用権を設定されることになりました。利用権設定を受ける〇〇〇〇さんは地域のリーダーとして熱心に農業に取り組んでおられます。従いまして、利用権を設定するのに問題ないと思います。以上です。

#### 《安並委員》

176番、177番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが耕作されるということで、更新でございます。何ら問題ないと考えております。

#### 《土居和宏委員》

失礼します。178番について説明します。耕作される〇〇〇〇さん、非常に熱心にされておられますし、更新でございますし何の問題もないと考えております。続きまして179番の△△△△さん、こちらも更新でございます。何ら問題ないと思います。続きまして、180番から184番ですが、耕作される方は□□□□さん。熱心にやっておられ何の問題もないと考えております。なお、利用権を設定される方はそれぞれ異なっておられますが、全て更新でございますので問題ないものと考えます。

#### 《廣見委員》

失礼します。185番についてご説明いたします。〇〇〇〇さん、以前は△△△△さんに耕作をしていただいておりますところ、亡くなられて。後を誰か探しておりますところ、□□□□さんをお願いをして耕作をしていただくようになりました。◇◇◇◇さんは農業に真面目に取り組んでおられ何ら問題ないと思われま。186番、〇〇〇〇さんも△△△△さんに耕作していただいておりますが、今回は□□□□さんをお願いをして耕作していただくようになりました。続きまして187番、◇◇◇◇さんが亡くなられて息子さんの◇◇◇◇さんは会社勤めをしております耕作は無理だということで、〇〇〇〇さんをお願いをして耕作をしていただくようになりました。何ら問題ないと思われま。

《松本委員》

188番について説明させていただきます。これは〇〇〇〇さんと△△△△さんの賃貸借更新でございます。今は田んぼを作っておりますが、何ら問題ないと思います。

《森委員》

189番ですが、柑橘で〇〇〇〇さんから△△△△さんへ更新ですので、何ら問題ありません。以上です。

《滝澤委員》

190番について説明をいたします。利用権を設定します〇〇〇〇さん、長い間入院をされて△△△△さんが耕作をすることになりました。□□□□さんは親子夫婦で熱心に農業をされておられます。何ら問題ないと思います。

《黒田委員》

191番から196番までございますが、これは備考欄の方に書いてありますように、一括方式農用地利用集積計画であります。集落営農を営んでおられる〇〇〇〇という農事組合法人があるのですが、ここに出ておられる個人、6名おられますが、それぞれ自分の土地を一括して一旦ここにありますように、県の△△△△に貸し出されて、□□□□から組合法人◇◇◇◇の方に使用貸借を結ぶという方式でこういうことを新規でやる運びになりました。きちんとやっておられる組織でありますので、何ら問題はないと考えます。

《安並委員》

27番、〇〇〇〇さんは体が不自由になりまして、農業耕作無理な状態で、△△△△さんのご高齢ですが夫婦で農業を熱心にやっておられます。また、長男の方も地元農協で勤めておられます。何ら問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について承認されます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたし

ます。

以上で令和4年11月定例総会の議案を終了いたします。